

平成28年度 教育委員会 第2回定例会 議案

1 日 時 平成28年4月20日（水） 午後1時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

第2号議案 静岡県立伊豆総合高等学校及び静岡県立浜松湖北高等学校の
分校の名称 ……1

<非>第3号議案 教職員の懲戒処分 ……非

<非>第4号議案 教職員の懲戒処分 ……非

<非>第5号議案 平成27年度永年勤続者表彰被表彰者（追加）の決定 ……非

<非>第6号議案 静岡県就学支援委員会委員の委嘱及び任命 ……非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第2号議案

静岡県立伊豆総合高等学校及び静岡県立浜松湖北高等学校の分校の名称

平成29年度から、静岡県立土肥高等学校を静岡県立伊豆総合高等学校の分校とし、静岡県立佐久間高等学校を静岡県立浜松湖北高等学校の分校とすることに伴い、それぞれの分校の名称を次のとおりとする。

分校の名称	静岡県立伊豆総合高等学校 土肥分校
所在地	伊豆市土肥870-1(現土肥高等学校の校地)
施行日	平成29年4月1日

分校の名称	静岡県立浜松湖北高等学校 佐久間分校
所在地	浜松市天竜区佐久間町中部683-1(現佐久間高等学校の校地)
施行日	平成29年4月1日

平成28年4月20日提出

静岡県教育委員会教育長

(参考1)

伊豆総合高等学校土肥分校（仮称）基本計画（抜粋）

平成28年3月24日

土肥高等学校将来構想検討委員会

1 教育理念

土肥高校がこれまで培ってきた60年の伝統を引き継ぎ、地域の生徒を地域で育てるという理念のもと、体験活動を重視しながら、生徒一人ひとりが学校生活で主役となることができる教育を行う。また、これまでどおり独立性を保った学校運営を行いつつ、教育の水準を保つために本校の伊豆総合高等学校との連携を図る。

2 教育目標

- (1) 健康教育を全教育の基盤とし、基本的な生活習慣が身につく実践できる学校
- (2) 生徒個々の能力を最大限に伸ばし、それぞれの希望を実現できる学校
- (3) 生徒が自信と誇りを持てる学校
- (4) 地域と協働し、地域の活性化や生涯学習に寄与する学校

3 設置課程、設置学科等

学年制による全日制の課程 普通科

注) 設置学科については、平成28年7月の教育委員会定例会にて決定する予定

4 校名

静岡県立伊豆総合高等学校土肥分校(仮称)とする。

5 校訓

土肥高等学校の校訓を継承する。

身体をきたえ、知性をみがこう。 青春を謳歌し、夢を語ろう。 自分の言動に責任を持とう。

6 校歌

土肥高等学校の校歌を継承する。

7 校章

土肥高等学校の校章を継承する。

8 制服

土肥高等学校の制服を継承する。

(参考2)

浜松湖北高等学校佐久間分校（仮称）基本計画

平成28年3月24日
佐久間高等学校将来構想検討委員会

1 基本理念

北遠地域の後期中等教育を担う学校として、地域とともに生徒一人一人の人間性を育み、その可能性を最大限に伸ばすことで、将来地域や社会に役立つ誠実な人材の育成を目指す。

2 教育目標

校訓「誠実」の下で、

(1) 人間性を磨く

自主・自律の精神と思いやりの心を培い、豊かな感性と創造性を高め、個性を育てる。

(2) 知性を磨く

自主的・積極的に真理を探究し、自ら思索・判断する態度を養う。

(3) 社会性を磨く

学校や地域で自分の役割や責任を果たすとともに、様々な立場の人と協力して地域などの諸問題に取り組む中で、地域や社会をより良く生きる能力や態度を養う。

3 設置課程、学科

学年制による全日制課程 普通科

4 校名

静岡県立浜松湖北高等学校佐久間分校（仮称）とする。

5 校訓

佐久間高等学校の校訓を継承し、「誠実」とする。

6 校歌

佐久間高等学校の校歌を継承する。

7 校章

佐久間高等学校の校章を継承する。

8 制服

佐久間高等学校の制服を継承する。

第2回定例会 報告事項

番号	項 目	Page	
1	静岡県教育委員会ワーク・ライフ・バランス推進計画の策定	1	
2	平成28年度全国学力・学習状況調査の結果の公表方針	2	
配 付 報 告	1	平成28年度コミュニティ・スクール推進事業	4
	2	幼児教育センター開所及び接続の方針	5
	3	<非>人事異動報告（校長以外の学校職員）	非

報告事項 1

平成 28 年 4 月 20 日

(件名)

静岡県教育委員会ワーク・ライフ・バランス推進計画の策定

(教育総務課)

このことについて、別添のとおり策定したことを報告する。

(件名)

静岡県教育委員会ワーク・ライフ・バランス推進計画の策定

(教育総務課)

1 趣旨

平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布されたことに伴い、事業主として女性活躍の場を提供するため、特定事業主行動計画を策定が義務化された。

本県では、ワーク・ライフ・バランスを総合的に推進する観点から、次世代育成支援及び女性活躍推進を一体的に取り組むため、「静岡県教育委員会ワーク・ライフ・バランス推進計画（職員次世代育成支援行動計画及び女性活躍推進行動計画）」を特定事業主行動計画として策定する。

2 計画概要

項目	内容
名称	静岡県教育委員会ワーク・ライフ・バランス推進計画 (職員次世代育成支援行動計画及び女性活躍推進行動計画)
計画期間	平成28年度から平成31年度までの4年間
策定方法	「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成27年度に策定した「静岡県教育委員会次世代育成支援行動計画（平成27年度～平成31年度）」に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく特定事業主行動計画を盛り込み策定する。
構成 (別紙冊子)	はじめに 第1章 総論 1 目的 2 計画期間 3 計画の推進 第2章 次世代育成支援に向けた取組 <数値目標> 1 職員の職場環境に関する取組 2 その他の次世代育成支援対策に関する取組 第3章 女性職員の活躍推進に向けた取組 <数値目標> 管理的地位にある職員に占める女性の割合 <取組> (1) 人材育成研修の受講機会の増 (2) 女性教職員への多様な職務機会の付与 (3) 休暇休業前から復職後における継続的な支援 ※太字：今回内容を追加・修正した箇所

<これまでの次世代育成支援行動計画との比較表>

<p>名称</p>	<p>静岡県次世代育成支援行動計画 ～働きやすい職場づくりのために～</p>	<p>ワークライフバランス推進計画 職員次世代育成支援行動計画及び女性活躍 推進行動計画) (案)</p>
<p>期間</p>	<p>平成 27 年度～平成 31 年度 (5 年間)</p>	<p>平成 28 年度～平成 31 年度 (4 年間)</p>
<p>策 定 内 容</p>	<p>I 総論(略) II 具体的な取組 1 職員の勤務環境に関するもの</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><数値目標> ①計画を意識した行動をとった管理職員の割合 100% ②男性の育児参加休暇等の取得率 100% ③年次有給休暇の取得日数 H26 実績(10.7 日)比 3 日増 ④時間外勤務平均年間時間数 H26 実績(136.8 時間)比 10%減</p> </div> <p>(1)子どもが生まれることがわかったら (2)育児休業等を取得しやすい環境の整備等 (3)育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰支援 <u>(4)女性職員の活躍推進に向けた取組</u> (5)時間外業務等の一層の縮減 (6)休暇の取得促進 <u>(7)その他の配慮</u> (8)性別による固定的な役割分担の見直し <u>(9)人事評価への反映</u></p> <p>2 その他の次世代育成支援対策に関するもの (1)子育てバリアフリー (2)子ども・子育てに関する地域貢献活動 (3)子どもとふれあう機会の充実 (4)学習機会の提供等による家庭の教育力の向上</p>	<p>第 1 章 総論(略) 第 2 章 次世代育成支援に向けた取組 1 職員の勤務環境に関する取組</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><数値目標> ①計画を意識した行動をとった管理職員の割合 100% ②男性の育児参加休暇等の取得率 100% ③年次有給休暇の取得日数 H26 実績(10.7 日)比 3 日増 ④時間外勤務等平均年間時間数 H26 実績(136.8 時間)比 10%減</p> </div> <p>(1)子どもが生まれることがわかったら (2)育児休業等を取得しやすい環境の整備等 (3)育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰支援 (4)時間外業務等の一層の縮減 (5)休暇の取得の促進 <u>(6)人事評価への反映</u> (7)性別等による固定的な役割分担意識の是正 <u>(8)その他の配慮</u></p> <p>2 その他の次世代育成支援対策に関するもの (1)子育てバリアフリー (2)子ども・子育てに関する地域貢献活動 (3)子どもと触れ合う機会の充実 (4)学習機会の提供等による家庭の教育力の向上</p> <p><u>第 3 章 女性教職員の活躍推進に向けた取組</u></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>管理的地位にある職員に占める女性の割合 <u>教育委員会事務局・県立学校行政職員 40%</u> <u>県立学校・市町立学校教育職員 20%</u></p> </div> <p><u>(1)人材育成研修の受講機会の増</u> <u>(2)女性教職員への多様な職務機会の付与</u> <u>(3)休暇休業前から復職後における継続的支援</u></p>

管理的地位にある職員(管理職手当受給者)に占める女性の現状と数値目標設定(本県の現状と数値目標設定)

【教育委員会事務局・県立学校行政職員】

区分	平成27年4月(現状)		平成31年4月(数値目標)				
	全体	うち女性	女性の割合	目標増(%)	目標人数	H31-H27	女性の割合
教育委員会事務局・県立学校	139	41	29.5%	10.5%	56	15	40.0%

【県立学校・市町立学校教育職員】

区分	平成27年4月(現状)		平成31年4月(数値目標)				
	全体	うち女性	女性の割合	目標増(%)	目標人数	H31-H27	女性の割合
県立学校	306	33	10.8%	1.5%	38	5	12.3%
特支	158	72	45.6%		74	2	47.1%
小学校	632	144	22.8%		154	10	24.3%
中学校	348	20	5.7%		25	5	7.2%
計	1444	269	18.6%	—	291	22	20.0%

(件名)

平成 28 年度全国学力・学習状況調査の結果の公表方針

(義務教育課)

1. 公表の意義

- (1) 調査結果をさまざまな観点から分析し、静岡県教育委員会の施策の成果と課題の検証を行い、その改善を図る。
- (2) 児童生徒の学力と学習の状況を把握し、各学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。
- (3) 保護者や地域住民に対して説明責任を果たすとともに、児童生徒の学力・学習状況における課題を共有し、生活習慣や家庭学習の改善を推進する。

2. 静岡県教育委員会としての調査結果の取り扱いについて

(1) 国による調査結果の公表に当って【8月下旬】

県教育委員会としては、国による公表（例年8月下旬）と同時期に県全体の調査結果及び分析結果・改善方策等（速報版）を示す。また、各市町教育委員会に対して主体的かつ速やかな公表を促す。併せて各市町教育委員会・各学校の公表の取組に資するよう、具体的な公表のモデルを示すとともに、県立中学校2校（清水南・浜松西）の調査結果の公表を可能な限り早期に行う。

(2) 各市町教育委員会の公表状況の取りまとめ【10月下旬目途】

各市町教育委員会の調査結果の公表の状況を随時把握し、国・県による調査結果の公表後、たとえば1か月・2か月・3か月経過した時点などにおいて、段階的に各市町の公表の状況を取りまとめる。

(3) 公表内容の考え方

本調査の趣旨に鑑み、学力の結果については、たとえば各教科の領域別（例：国語…話す・聞く、書く、読む、言語文化・国語の特質）の達成度など、児童生徒の具体的な学力の状況が分かるような公表の在り方を推進する。その際、改善が求められる課題ばかりではなく、成果を上げている取組や児童生徒の強みなどの評価されるべき点も盛り込むこととする。

また、学習状況調査の結果も詳細に分析し、積極的に公表することで、本調査を活用した学校から家庭への「学びの連結」に努める。

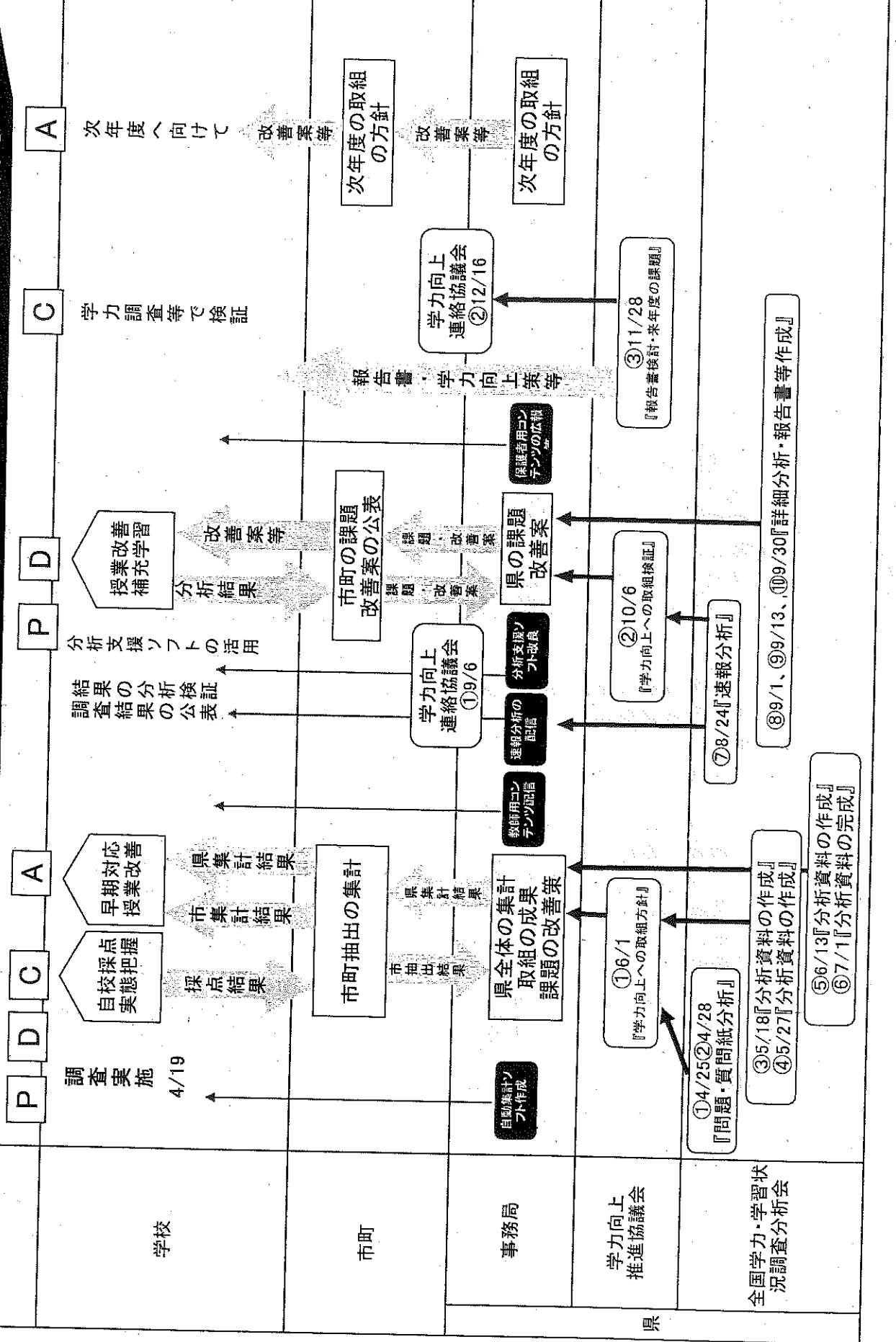
3. 県教育委員会による公表内容

- 県全体の教科ごとの平均正答率及び領域別の平均正答率
- 県全体の学力調査結果の分析結果及び改善方策
- 県全体の学習状況調査の結果及び分析結果
- 県立中学校2校（清水南・浜松西）の学力・学習状況調査結果の分析結果及び改善策

平成28年度 全国学力・学習状況調査 年間スケジュール

4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月

学力調査等を活用した教育のPDCAサイクルを確立し、全ての子どもたちに「確かな学力」を保障する



平成 28 年度コミュニティ・スクール推進事業

(義務教育課)

1 事業の目的

平成 26 年度有識者による「地域とともにある学校づくり」検討委員会、平成 27 年度しずおか型コミュニティ・スクール推進会議における調査・研究結果を受け、これまでの地域社会との連携の実践を活かし、持続可能な「地域とともにある学校づくり」を推進する。また、コミュニティ・スクールとともに、法律に基づかない仕組みではあるが、下記の 3 つの要素を備えた「しずおか型」コミュニティ・スクールの取組を推進する。このことにより、本県の小中学校において、現状よりも一歩踏み込んだ地域との連携・協働を目指す。

2 「しずおか型」コミュニティ・スクール

以下の三要素を備えた学校を「しずおか型」として推進する。

- (1) 学校経営構想（グランドデザイン）において地域との連携・協働を明記
- (2) 地域固有の資源の活用とバランスのとれた「有徳の人」の育成を志向
- (3) 保護者・地域住民による学校運営への「実質的な」参画

3 平成 27 年度の取組

- (1) モデル事業…CSディレクターの配置（富士市・御前崎市・磐田市）
- (2) 調査・研究事業
 - ・しずおか型コミュニティ・スクール推進会議（年 4 回、県外視察）
 - ・「地域とともにある学校づくり」推進研修会（6 月 11 日）
 - ・推進フォーラム（11 月 2 日）
 - ・学校運営協議会委員の研修（県外視察、各種研修会参加）

4 平成 28 年度の取組及びスケジュール

（本年度の推進地域：磐田市、御前崎市、富士市、袋井市の 4 市）

月	内容	推進地域	CS指定のない市町
5月31日(火)	第1回連絡協議会	○	希望者
7月5日(火)	推進フォーラム（しずぎんホール）	○	○
7・8月	【社会教育課と共催】 学校・地域の連携推進研修会（県内5会場）	○	○
10月	県外視察	○	○（一部）
12月	文部科学省主催推進フォーラム	○	
2月2日(木)	第2回連絡協議会	○	希望者

※年間を通じて、各市町教育委員会の実情に寄り添い、ボトムアップできるように支援を行う。また、各市町教育委員会の要望に応じて研修会等を開催する。

5 CS指定数（政令市を含む）

	H25年度	H26年度	H26年度末	H28年度
小学校	2（磐田市）	10（磐田市）	1（富士市）5（御前崎市）10（磐田市）	12（袋井市） 1（静岡市）
中学校	2（磐田市）	4（磐田市）	2（御前崎市）4（磐田市）	4（袋井市）
高等学校	1（富士市）			
小計	5	14	22	17
総計	5	19	41	58

(件名)

静岡県幼児教育センターの開所と接続の方針

(義務教育課幼児教育推進室)

1 静岡県幼児教育センターの開所について

(1) 開所までの経緯

平成 27 年度、県総合教育センター（掛川市）内に「幼児教育センター機能」を設置したが、さらなる幼児教育の推進体制の充実のため、平成 28 年度から義務教育課内に「幼児教育推進室」を新規に設置し、首長部局関係各課と一体的な体制を整備するとともに幼児教育の振興に係る業務の一元化、責任体制の明確化、関係機関との連携の強化を図っていく。



(2) 職員配置

役職	氏名	前職等
室長	藤本 眞二	熱海市立泉小中学校校長
推進担当指導主事	工藤 陽明	総合教育センター幼児教育担当
推進担当指導主事	福井 孝子	(兼任) 企画・指導班
指導主事 (再任用)	宮村 典雄	静岡市立末広中学校長
免許担当主査	大石 智子	(兼任) 人事班
幼児教育専門員	岡本 淳子	保育園長経験者
幼児教育専門員	寺尾 治代	幼稚園長・こども園長経験者
(併任) 私学振興課	岩崎 徹	幼稚園班長
(併任) こども未来課	下青木 博嗣	保育人材班長

2 「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する方針」について

(1) 方針冊子の配布(予定)

静岡県内の公私立幼稚園、公私立保育所、公私立認定こども園、公私立小学校、各市町教育委員会、各市町幼児教育主管課、就学前教育推進協議会関係団体、関係各課 等

(2) 普及・啓発

冊子の配布だけでなく、市町教育長会・教育委員長会等をはじめ、関係団体の会合や幼児教育推進室主催の各種研修会の際にも方針の説明を行い、活用の周知を図る。

(3) 改訂版の作成

本年度実施する各市町の実態調査の結果を付加した改訂版の作成を行う。